

第 15号

発行元: 大阪市環境局

※お問い合わせは裏面をご参照ください。

令和4年3月1日現在の活動団体数

資源集団回収団体 2,617

コミュニティ回収団体 113

BACK NUMBER
バックナンバー

これまで発行したものを
ご覧いただけます



ひろげよう地域コミュニティの輪!

コミュニティ回収通信

団体名や代表者の変更をされる場合は、
お住いの行政区を担当する環境事業センターまで届け出てください。

コミュニティ回収 資源集団回収 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの活動に関する

活動実績報告と奨励金の申請は 令和4年 4月30日(土)必着です。

提出期限に間に合うようお早めにご準備ください

「コミュニティ回収等の実施等に関する要綱」の改正に伴い、活動実績報告書と奨励金支給申出書が新しくなりました。
必要事項を記入のうえ令和4年4月30日(土)までにご提出ください。

代表者などの変更は変更届出書をご提出ください

代表者などの変更には下記の様式による届出が必要となります。なお、電話での代表者の変更はできませんのでご了承ください。

コミュニティ回収団体	コミュニティ回収実施団体届出事項の変更届出書(第2号の1様式)
資源集団回収団体	資源集団回収実施団体届出事項の変更届出書(第2号の3様式)

※団体の名称の変更の際は、変更後の名称を確認できる書面(会則等)を、代表者が変更の際は変更後の代表者が確認できる書面(役員構成図等)を添付してください。

振込ができない口座名義があります

コミュニティ回収・資源集団回収の奨励金は、個人名義への口座振込ができません。新たに口座を開設される場合は下記の“振込可能となる口座名義”をご参照ください。

例

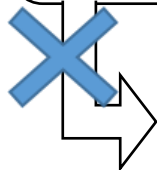
団体名 **環境町会**

代表者氏名 **(役職) 大阪 太郎**



振込可能となる口座名義

環境町会 役職 大阪 太郎
環境町会
環境町会 大阪 太郎



振込ができない口座名義

理由

環境振興町会	団体名称“環境町会”ではないため
環境町会 別代表者氏名	請求者が大阪太郎ではないため

口座情報の記入間違いにはご注意ください

例年、奨励金の振込口座の記入誤りにより、振込が不能となる事態が発生しています。

年間活動実績報告兼奨励金支給申出書をご記入の際は、口座情報について、次の内容にご留意いただきお間違のないようよろしくお願いします。また、ゆうちょ銀行の通帳（右図）の場合は上部記載の記号・番号は使用しません。最下段の「店名、店番、預金種目、口座番号」を年間活動実績報告書兼奨励金支給申出書にご記入ください。

ゆうちょ銀行の通帳（みほん）

- ・口座名義（カカ）の記入誤り
- ・銀行の統合等による支店名（支店番号）の変更
- ・ゆうちょ銀行の口座番号の記入誤り

（第3号様式）年間活動実績報告兼奨励金支給申出書

金融機関名	ゆうちょ	支店名	一九八	支店	本店	店番号	198
信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	農協	出振所		
預金種目（いづれかに○）	普通	貯蓄	口座番号（7ケタ）	0	1	2	3
	当座	その他		4	5	6	
（フリガナ）	かん	きよう	ちよう	かい	かい	ちよう	お
	環境	町会	会長	大阪	太郎		
口座名義人	環境町会 会長 大阪 太郎						

振込が完了するまで口座の名義変更はしないでください

4月30日までに提出いただいた報告書をもとに、大阪市で口座振込の手続きを行います。（振込予定日は9月15日）報告書のご提出から振込予定日までの間に団体の口座名義を変更されると、振込手続きができず、団体の皆さんにご迷惑、ご心配をおかけすることとなります。振込が完了するまでは、口座名義の変更はご遠慮ください。特に、振興町会や子ども会、マンション管理組合の役員改選等により代表者が交代される際には、ご注意ください。



コミュニティ回収団体・資源集団回収団体とも『シ シゲンシュウダンカイシュウダンタイハウショウキン』という名前です。振込を行ないますので、ご確認ください。振込がない場合は口座情報の誤りにより振込不能となっている可能性がありますので、申請いただいた環境事業センターまでお問い合わせください。なお、振込を通知するものは発行できません。

年間活動実績報告兼奨励金支給申出書（Microsoft EXCEL版）を本市ホームページで限定公開します

年間活動実績報告兼奨励金支給申出書(Microsoft EXCEL版)を期間限定で本市ホームページ(※)に公開しますので、パソコンにより作成される場合は、ご活用ください。（公開は令和4年4月1日から）(※)本市ホームページ「コミュニティ回収等の実施等に関する要綱」のページの最下段に掲載します。



コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区	東北環境事業センター	☎ 6323-3511	西区・港区・大正区	西部環境事業センター	☎ 6552-0901
淀川区・東淀川区			東成区・生野区	東部環境事業センター	☎ 6751-5311
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター	☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	☎ 6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	☎ 6477-1621	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	☎ 6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	☎ 6714-6411	平野区	東南環境事業センター	☎ 6700-1750
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	☎ 6567-0750		家庭ごみ減量課	☎ 6630-3259